宮介第１００１号
令和７年３月１３日

各施設長　殿
各介護事業所管理者　殿

宮崎市介護保険課長
（ 公 印 省 略 ）

宮崎市事故報告要領の改定及び報告様式の変更について（通知）

平素より、本市の介護保険行政の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、この度、介護保険最新情報 Vol.1332「介護保険施設等における事故の報告様式等について」の通知に伴い、国様式との標準化及び事業所の負担軽減を図るため、事故報告要領及び事故報告書の様式を変更いたします。
つきましては、下記内容及び本市ホームページをご確認いただき、取り扱いについて各施設・事業所内での周知徹底をお願いいたします。

記

１．適用開始年月日　　令和７年４月１日より

２．主な変更点
１）報告対象
令和７年４月１日以降に発生した下記の事故については、原則として全て報告すること。
①死亡に至った事故
②医師(施設の勤務医、配置医を含む)の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故
③その他（窒息・苦情につながるもの・施設で報告が必要と判断されるもの）
２）事故報告書の様式
・令和７年４月１日以降に発生した事故については、新様式にてご報告ください。
・新様式は下記３．に掲載していますので、事故報告書の注釈等を参考に記載してください。
３）報告方法
事故報告書は、Excel 形式のまま、原則、電子メールで提出してください。その際、メールの件名には【事故報告書提出】と記載してください。個人情報のため送付の際には十分留意してください。
４）報告期限
・１）の①死亡に至った事故は、第１報は、少なくとも１～６の項目について可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも５日以内に行うこと。その後、状況の変化等必要に応じて追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については作成次第報告すること。
・１）の②③の事故は、事故発生後速やかに、遅くとも２週間以内に報告を行うこと。

３．書類掲載場所
宮崎市ホームページ＞産業・事業者＞福祉＞介護保険＞事故発生時の報告について
※要領、事故報告書、ＱＡを上記ページに掲載していますので必ずご確認ください。

４．その他留意点
介護サービスの提供中に事故が発生した場合の市町村への報告は、各基準省令及び本市条例にて義務付けられています。また、本市に報告いただく事故は要領のとおりですが、それ以外の介護事故が発生した時の事故の状況及び採った処置に関する記録は、各施設・事業所で保管してください。

【文書取扱】
宮崎市福祉部介護保険課事業所支援係　（担当）梶田・藍
ＴＥＬ：0985-44-2804
E-mail：10kaigo@city.miyazaki.miyazaki.jp